

尾張の寺檀関係と複檀家（下）

蒲

池

勢

至

目次

はじめに

一 複檀家と一家一寺制―問題の所在と論点―

二 八開村の複檀家と寺檀関係

川北ムラの複檀家と講下制度

ムラと寺院の成立

寺檀関係の類型化

（以上、前号）

三 木曽川下流域の寺檀関係と複檀家

新田開発と配下制度のムラ

ムラと寺院の成立

四 (3) (2) (1) 「代判」と「預り旦方」と複檀家

おわりに

三 木曽川下流域の寺檀関係と複檀家

木曽川最下流域のムラは、「ムラと寺院」の関係でハイカ（配下）と呼ばれる制度を形成している。ムラの中の「家と寺院」の関係をみれば寺檀関係が複雑であり、近世には複檀家や代判制度・預り旦方があつた。まず、配下制度と寺檀関係の実態からみてみよう。

(1) 新田開発と配下制度のムラ

図4は弥富町寛延の寺檀関係と講組を示したものである。このムラは、東に木曽川の派流である篠川、西に鍋田川にはざまれた小さなムラである。『尾張徇行記』（文政五年成立、一八二二）によれば、村高は一七〇石余ですべて蔵入地であつたという。ムラの名前である「寛延」が示すように、寛延四年（一七五二）に新田開発の願が申請されてから「寛延新田」と通称されるようになり、開田は宝暦二年（一七五二）、検地は明和四年（一七六七）であつた。²² ムラの氏神として神明社を祀つてゐるが、ムラ人は神明社が

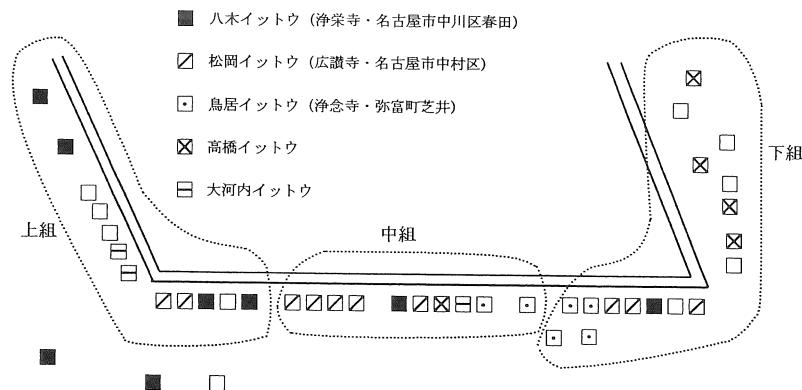
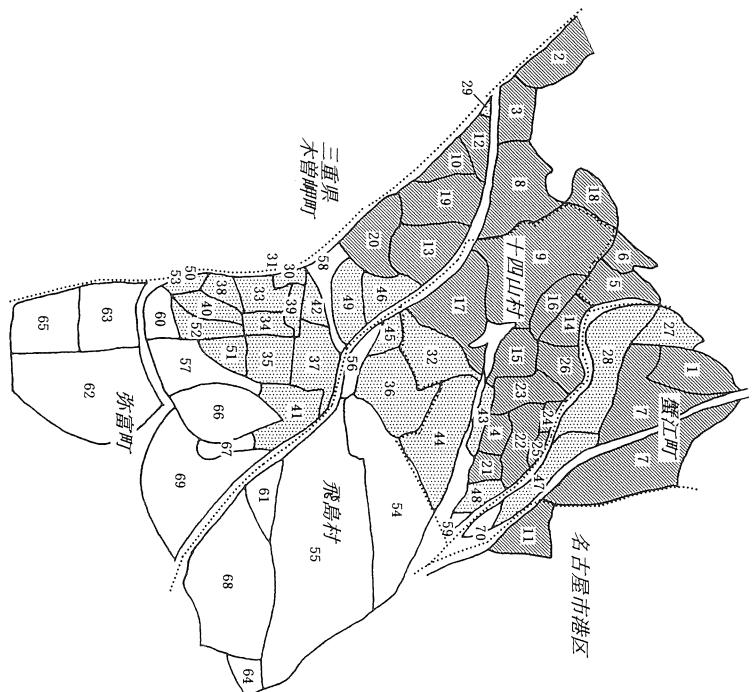


図4 弥富町寛延の寺檀関係と講組

尾張の寺檀関係と複層家（二）

図5 近世の新田開発（『十四山村史 民俗編』所蔵の図を元に作成）

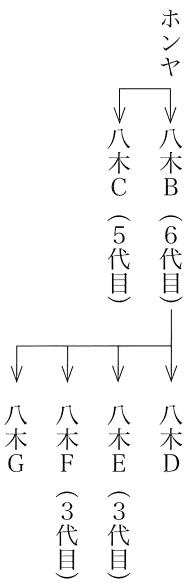


No.	地名
1	大野
2	今明
3	前ヶ須
4	東現
5	佐古木
6	又八
7	蟹江
8	平島
9	六条
10	川原久
11	福田前
12	中山
13	鍛屋
14	較ヶ地
15	玉
16	坂中地
17	鳥ヶ地
18	鍛倉
19	森津
20	芝井
21	龟之地
22	竹田
23	西堀
24	上押萩
25	下押萩
26	馬ヶ地
27	鶴工
28	善大
29	中川原
30	加福
31	加福付
32	桜陽
33	富島
34	三好
35	狐地
36	天宝
37	福元
38	富島付
39	加福丸頭次
40	龍宿崎
41	福吉
42	福吉
43	四郎兵衛
44	神司
45	人島
46	松名
47	鍋蓋
48	油屋
49	寛延
50	福荷崎付
51	福狐
52	富崎
53	加福山
54	服端
55	飛島
56	重宝
57	三種
58	開崎
59	酒屋
60	境
61	政成
62	人穂
63	六野
64	朝日
65	上野
66	綾出
67	大谷
68	新政成
69	末広
70	服部

建立された旧一月二九日を記念して行われる春祭りをゴタンジョウ（誕生）といつて語り伝えている。神明社を勧請して氏神のできたときが、「ムラの誕生」であった。ムラの中に寺院はない。ムラの戸数は、天保四年（一八三三）の宗門御改帳には高持百姓が一三軒となつてゐる。昭和二〇年頃は三二戸、現在は七〇戸ほどである。昭和三四年の伊勢湾台風までは、ムラの中を一間あるいは五、六間の水路が縦横に走つていて、刈り取つた稻などはこの水路を使つて家まで運んでいたといふ。水路と舟は生活に不可欠であつた。家々はかつての堤防上に並んで建てられてゐる。

このように寛延は新田開発されたムラであつたが、図5のようにこの地域一帯のムラは一六〇〇年から一六五〇年に新田開発され、その後中断しながら再び一八〇〇年前後から近世末期にかけて開発されてい²³⁾る地域の八割が海拔0m以下である。近世の豪農や富商などが資金を出し、近在の貧農家の二、三男が労働力となつて干拓地に杭を打ち込み、堤防を築いては耕作地を形成した。そして、ここに「居付百姓」が定着し、寺院や神社も創建されてムラが成立したのであつた。²⁴⁾

寺檀関係をみると図4に示したように、ムラの中には八木イットウ、松岡イットウ、鳥居イットウなどと呼ばれる血縁集団があり、檀那寺はイットウごとに分かれている。イットウはホンヤ（本家）とシンヤ（新家）の関係であり、現在、ホンヤといわれる家は七軒である。この中、名古屋市中川区春田の淨榮寺（真宗大谷派）を檀那寺とする八木イットウの本分家関係をみると、一部ではあるが次の通りである。



ホンヤは名古屋に転出していまはない。八木イットウは寛延に八軒あり、毎年五月第二日曜日に檀那寺である浄宗寺まで出向いて「先祖のお参り」を行つてゐるという。名古屋市中村区の広讚寺（真宗大谷派）を檀那寺とする松岡イットウは九軒、弥富町芝井にある淨念寺（真宗大谷派）を檀那寺とする鳥居イットウは七軒、高橋イットウは四軒、大河内イットウは三軒である。講組はイットウとは関係なく、上組・中組・下組という三組である。したがつて、檀那寺に関係なく地縁的に構成されている。上組の中には禅宗檀家の一軒も含まれている。

寛延のムラは、家々の寺檀関係とは別に、ムラとして芝井の淨念寺と一定の関係を結んでいる。ゴカシヨといつて森津・鎌島・芝井・松名・寛延の五つのムラが、淨念寺のトリモチ（取り持ち）をすることになつてゐる。組やムラで行う行事には、檀那寺ではなく淨念寺との関係になる。例えば、先に述べた講組のオトリコシでは淨念寺が関わつてゐた。オマイリといつて説教が行われるときなども、淨念寺へ依頼することになる。淨念寺の寺役として年番があり、現在では講組単位の交替で五名が出でているが、かつては寛延からソウダイ（総代）として二名が出ていた。昭和三四年までは、田が三反以上あるシンショウの良い家しかネンバンができるなかつたという。また、青年会に入つた若者はゴカシヨ全部のムラの青年団とともに、かつて一二月一五日頃に行われていた淨念寺報恩講の助

音につかねばならなかつた。ゴカシヨとしての淨念寺をトリモチする関係はいまでも慣習として生きていて、これを配下制度という。

葬儀になると、例えば八木イットウのある家では、導師が春田の淨榮寺、他に芝井淨念寺、稻元明信寺（真宗大谷派）、稻元本淨寺（曹洞宗）が出席している。稻元のお寺は、故人の出身地であつたことから招待されていた。故人が、オマイリとかオザ（御座）と呼ばれる説教をよく聞いていたりすると、説教師も列席したりする。家々によつて異なるが、必ず檀那寺が導師となり、トリモチ関係になる淨念寺も出席して、喪家から三カ寺は依頼することになるという。法事の場合なども、檀那寺以外に淨念寺や他の寺をそれぞれの関係から依頼している。「葬式と法事は檀那寺からのがれられん」という。つまり、檀那寺は葬儀と法事には必ず訪れており、他にはオトリコシ（お取り越し）に来たりしている。八木イットウでは、春田の淨榮寺が一〇月頃に一日かけて八軒をオトリコシにやつてくる。松岡イットウの檀那寺である広讚寺も同様である。ムラ人にとっては「檀那寺とトリモチ（寺）は別」であつた。

飛島村元起之郷の寺檀関係も、寛延のムラと同じ実態である。元起之郷は飛島新田の一郷で享和元年（一八〇一）に新田工事が完成した。干拓された新田は元起之郷・松之郷・竹之郷・梅之郷・長尾之郷・山田之郷・三福之郷・古台之郷・泉之郷・笛之郷の一〇郷に分けられ、文化二年（一八〇六）には三福之郷・古台之郷・泉之郷・笛之郷の四郷が服岡新田となつてゐる。⁽²⁵⁾ 現在の戸数は、約一二〇から一三〇戸という。元起之郷のムラの中には、善光寺（天台宗）・無量寺（真宗大谷派）・長昌院（曹洞宗）の三カ寺がありながら、各家の

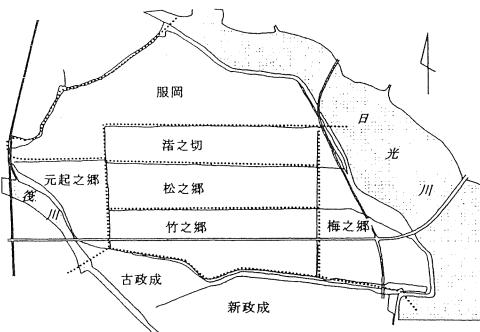


図6 飛島新田のムラ

檀那寺はムラ外にあつてばらばらである。その理由は、三カ寺がトリモチ寺であることによる。善光寺は、明治三二年に本尊を迎えて成立了寺院で、飛島だけでなく鍋田・木曾岬までの範囲で人々がオトリモチして維持されている。長昌院は、新田開発者であった佐野周平の菩提寺で、戒名「長昌院椿嶺道寿居士」から寺院名が付けられている。飛島村中の各ブランから代表が出てトリモチをしているという。そして、無量寺は天保年間に信仰道場として開設され、明治初年に寺院化している⁽²⁶⁾。したがつて無量寺にはもともと檀家はなく、松之郷・元起之郷・竹之郷の三郷（図6）でオトリモチする形態で維持されている。お寺ネンバン（年番）といつて、元起之郷（大用水一名、中江一名、汐除一名）、松之郷（北枕江一名、南枕江一名）、竹之郷（北竹之郷一名、南竹之郷一名）から七名が出て、無量寺の二十八日講・報恩講・永代經などの行事をオトリモチする。年番の任期はムラによって異なつてゐるが、半年と一年任期がある。中江では一年任期で家順に役が回つており、大用水と汐除は半年任期となつてゐる。また、お寺ドウギョウといって、三郷で一名ずつ計三名の者が三年任期で選出されるが、これは総代役のことである。

近世における開発新田地域の事例として、寛延と元起之郷をとりあげた。この他、十四山村六条新田では、三百島・鍋平が三忍寺（真宗大谷派）の配下、五斗山・堤蛇ヶ江・大山が聖徳寺（真宗大谷派）の配下、飛島村では中

用水・上用水・梅之郷が正念寺（真宗大谷派）の配下、三福・笛之郷・泉之郷・古代が誓願寺（真宗大谷派）の配下、大宝西・大宝東・重宝・八島が大宝寺（真宗大谷派）の配下、北古政・南古政が宝珠寺（真宗大谷派）の配下、西新政・東新政・北新政が本正寺（真宗大谷派）の配下となつてゐる。⁽²⁾

弥富町や飛島村・十四山村・蟹江町よりも北に位置する津島市や佐屋町のムラでも配下制度は行われてゐる。津島市高台寺というムラの寺檀関係をみてみよう。『寛文村々覚書』の戸数は二三戸、一二一人、その約一五〇年後の『尾張徇行記』では六七戸、二六六人となつてゐる。石高は備前新田まで含めて五四〇石余、その内の五〇三石余が藩士一四人の給知で、佐屋代官支配のムラであった。現在の戸数は一〇八戸となつてゐるが、旧戸は約五〇戸であり、昭和初期からほとんど移動がないといふ。

ムラの中に真言宗の薬師堂があり、また淨土宗の金蔵寺がありながら、高台寺は九九%が真宗門徒のムラである。図7は、主な寺檀関係にある円盛寺（中川区前田西町）、蓮光寺（津島市白浜町）、光照寺（海部郡三和町花正）、覚恩寺（津島市蛭間町）の檀家を示したものであるが、この他にもあるといふ。高台寺ではイットウといふ呼称はないが、那須姓の家は円盛寺と蓮光寺とに分かれ、猪飼姓は光照寺と覚恩寺にわかれてゐる。寺檀関係は、近在の真宗寺院である五カ寺を中心にして形成されているが、この中でもムラとしては蓮光寺との関係が強い。「高台寺は白浜蓮光寺のカタダンカ」と言われ、「カタダンカとは、高台寺がハイカということ」という。カタダンカとは片檀家の意味であろうが、ハイカ（配下）と同義的に使用されている。ムラの行事に関わることは、寺檀関係に関係なくカタダンカ（ハイカ）として蓮光寺が関与してゐる。ムラからも蓮光寺の寺役として毎年五名のネンギョウ

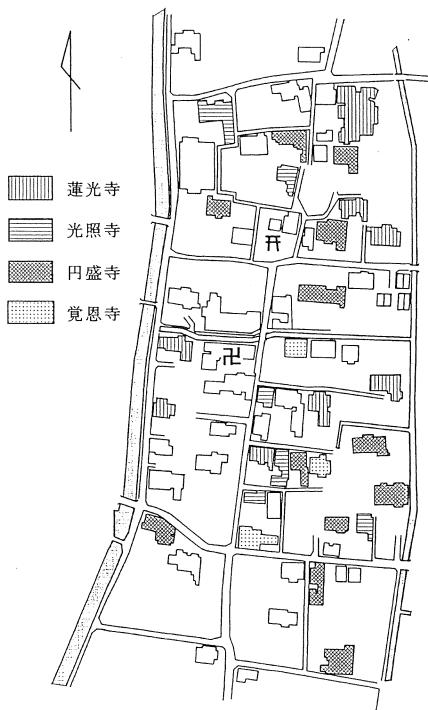


図7 高台寺の寺檀関係

と金蔵寺が列席する。中陰の七七日は「檀那寺が遠いから」ということでジゲ（地下）の金蔵寺に依頼しており、ツキギヨウ（月経）もジゲのお寺を頼む。「宗派は違つてもお経は一緒だから」という。蓮光寺や光照寺は比較的近距離にあることから、毎月の月経に訪れている。

こうした配下制度は、第一節にみた八開村の講下制度と全く同じ慣習的な制度といつてよい。津島市近辺から北にかけて、ハイカという呼称からコウシタという呼称に変わっているようで、立田村山路や八開村ではコウシタ（講下）と言つてゐる。「配下」という用語は、もともと寺院間の関係を示す教団用語である。三河佐々木の上宮寺に所蔵されていた「末寺配下覧」（嘉永元年、一八四八）に「右配下ト申者本山之直末ナレトモ本山用并中山用惣而

ジ（年行司）を出している。選出の仕方は

は講組単位ではなく、プラク全部で籤を引いて十年間くらいの役を決めてあるといふ。ただし、蓮光寺檀家だけでソウダイ（総代）役を選出しているが、ムラとしては年行司役だけとなつてゐる。なお、

蓮光寺の年行司は、金蔵寺の年行司も兼ねている。ムラの中で円盛寺檀家に不幸があると、導師は円盛寺、脇には蓮光寺

廻状順達致ス触下ニ候本山^江諸願事之節者末寺同様添狀出ス大方者末寺同様ニ候⁽²⁸⁾とある。寺院の本末関係ではないが、上寺は配下寺院へ廻状などを触れたりした。あるいは配下寺院が下付物など願事の節には、上寺へ申請して添狀が必要であった。木曽川下流域のムラでは、この教団・寺院用語が民俗化してハイカとなり、「ムラと寺院」の関係を示す慣習的な制度として行われているのである。一つのムラは、何カ寺におよぶ複雑な寺檀関係を有している。家々は個別に葬式や法事などでは檀那寺を優先している。しかし、ムラに関わる行事となるとトリモチ関係にある寺院に依頼する。寺院からみると、ムラに対して寺檀関係とは別な配下としての権利を持つていることになるのである。こうした「ムラと寺院」の配下制度は、尾張西部とくに木曽川流域のムラに広くみられる一つの特質といつてよい。

(2) ムラと寺院の成立

配下制度が形成された要因の一つは、「ムラの成立」と「寺院の成立」形態に求めることができるのではないか。そして、この「ムラの成立」と「寺院の成立」に関する問題を探るには、ムラの寺檀関係が糸口になる。配下制度のムラは、実に複雑な寺檀関係になっていた。どうしてこのような寺檀関係が形成されたかは、弥富町や十四山村、飛島村といった新田開発によつて成立したムラの事例が参考になる。事例として取り上げた弥富町寛延には、『海西郡寛延新田宗門御改帳／天保四年巳三月／春勝控』という宗門改帳が残つている⁽²⁹⁾。新田開発に加わり、ムラに居着いた小作農民の宗門改は、次のように出身村で行われていた。

一当村右同断

年五十六 金四郎

女房 年四十九

男子順吉 年十二

女子つゆ 年二十四

金四郎姉たよ 年六十四

右男女及五人代々淨土真宗 旦那寺は

海東郡春田村

淨榮寺

新田開発の小作農民は、旧出身村での寺檀関係を引きずっていた。ムラの中が複雑な寺檀関係になつてゐるのは、こうした理由による。もちろん、長い時間の中で家の盛衰もあつて農民は入れ代わつてゐるが、現在でも寛延の八木イットウは、春田淨榮寺との寺檀関係を維持しているのである。弥富町や十四山村、飛島村のムラは、海西郡・知多郡など周辺地域からの出身者によつて開発され、ムラとして成立したのであつた。そのとき、個々には出身村寺院との寺檀関係を有していたが、ムラの中に寺院は成立していなかつた。

この地域の寺院宗派は、弥富町には真宗八・曹洞宗九、天台宗一・真言宗一、十四山村が真宗七・曹洞宗三・真言宗一、飛島村が真宗六・曹洞宗一・天台一となつてゐる。曹洞宗も寺院数としてかなり展開してゐるが、これら

のほとんどは開拓者やその一族が建立した菩提寺院であり、尼寺も多い。十四山村の神戸新田に曹洞宗檀家がかたまつてしたりするものの、教勢としては圧倒的に真宗卓越地域であり、新田農民の生活と信仰は「門徒」によつて代表される。一方、この地域の真宗寺院は、そのほとんどが明治以降に寺院化したのであつて、それまでは道場（説教場）などの形態であつた。飛島村元起之郷の無量寺は、天保年間に信仰道場が創建されたと伝え、正式な寺院に成つたのは明治初年という。それまでの道場を「お講部屋」と言つていたという話も残つてゐる。ムラ人はオタイヤ（お逮夜）を講組で勤めた翌日に「お講部屋」に集まつて「寄り合い」の「お講さま」を勤めたともいう。その他、真宗寺院もこうした形態であつたが、その中で弥富町寛延のトリモチ寺であつた淨念寺は、もと津島にあつて元禄四年（一六九一）に移つてきたと伝承している。⁽³⁰⁾

このように「ムラが成立」しても、個々には寺檀関係を持つてゐるもの、ムラの中に信仰の紐帶となる寺院はなかつた。そこでムラは寺院の代わりに道場（説教場）を設け、道場は明治になつて寺院化したが、檀那寺との寺檀関係は強固に存在してゐた。「ムラの寺院」を維持していくためには、この寺檀関係とは別な制度、すなわちトリモチ寺という配下制度が自然に形成されたのであろう。それは道場形態であつたころからの関係であり、「ムラと寺院」の慣習的な契約として定着したのであつた。さらに言えば、佐屋町や津島市、あるいは立田村・八開村・祖父江町など木曽川流域のムラに配下（講下）制度がみられることは、時代は違つても「ムラの成立」や「寺院の成立」が同形態であつたことを推測させるのである。

(3) 「代判」と「預り旦方」と複檀家

寛延の『海西郡寛延新田宗門御改帳』(天保四年・一八三三)をみると、入植者の出身村寺院が宗門改を行つてゐたが、その中に「代判」が行われてゐたり、男女別複檀家の形態がある。また、『海西郡森津新田宗門御改帳』(天保五年・一八三四)には、「預り旦方」という記載があつて檀那寺以外の寺が宗門改を代行してゐた^⑯。代判と預り旦方と複檀家の内容を見てみよう。

表4は、寛延ムラの宗門改帳に記載されている内容をまとめたものである。家数は一三家で、旦那の総人数は七五人、男が四一人、女が三四人である。家単位での寺檀関係の形態をみると、完全な一家一寺が八家、檀那寺がありながら他の寺院が代判している一家二寺が三家、男女別の一家二寺が一家、男女別で代判のある一家三寺が一家となる。まず代判の事例を挙げてみると次のようである。

(イ)

一当村右同断
年五十一 万歳事 唯助
女房 年四十七

表4 天保4年・寛延の宗門改帳

所在	宗派	寺院名	旦那	代判	男寺	女寺	計
広井中野町	禅宗	永林寺	6				6
熱田須賀町	浄土真宗	興徳寺	4				4
愛知郡稻葉地村	浄土真宗	広讚寺	(13)				(13)
海東郡春田村	浄土真宗	淨栄寺	12		7		19
海東郡須成村	浄土真宗	善敬寺	4			3	7
海東郡花正村	浄土真宗	法光寺	7		(3)		7 (3)
海東郡蟹江本町村	浄土真宗	盛泉寺		3			3
海東郡西福田新田	浄土真宗	淨忍寺		13			13
海西郡芝井新田	浄土真宗	淨念寺	7	1	3		11
海西郡西保村	浄土真宗	善定坊	(1)				(1)
海西郡戸田村	浄土真宗	宝泉寺	5				5
計			45 (14)	17	10 (3)	3	75 (17)

* 実際に宗門改した寺院を実数、それ以外を()

男子末藏 年三十一

末藏女房 年二十四

同人女子みか 年二ツ

唯助 母 年七十

右男女六人代々淨土真宗、旦那寺は愛知郡稻葉地村廣讚寺に候處、代判

海東郡西福田新田 淨忍寺

唯助一家の旦那寺は廣讚寺であるが、實際は淨忍寺(註)が代判した、というものである。どのような関係から淨忍寺が廣讚寺に代わつて宗門改を行つたのか分からぬ。現在の住所から寺院の位置関係をみると、廣讚寺は名古屋市中村区稻葉地にあり、淨忍寺は名古屋市港区西福田で、弥富町の寛延とは少し距離が離れている。廣讚寺と淨忍寺の間に何らかの関係があつたと推測されるが、廣讚寺の旦那一三人を淨忍寺が代判していた。表4の数字は、實際に宗門改した寺院の旦那数を示し、旦那寺であつても宗門改できずに代判を依頼した場合の旦那数は（）で示している。善定坊の旦那人は寛延を配下とする地元の淨念寺が代判している。淨忍寺(註)が寛延に旦那がなくても廣讚寺の旦那を代判しているように、盛泉寺も寛延に旦那がなくて法光寺の男三人を代判している。この例は、次のようになつてゐる。

(口)

一当村右同断

年五十一 利左衛門

男子初三郎 年二十五

同 嘉四郎 年十六

右男女メ三人代々浄土真宗、旦那寺は海東郡花正村法光寺候処 代判

同郡蟹江本町村 盛泉寺

利左衛門女房 年四十五

同人 母 年七十五

懸り人 勇太郎 年四十二

右男女メ三人代々浄土真宗、旦那寺は

海東郡須成村 善敬寺

四二歳の勇太郎は戸主利左衛門の弟で、七五歳の母親や戸主の妻と一緒に善敬寺旦那となつてゐる。「懸り人」というのは、身障などの理由によつて独立することができず生家に寄留して生活する者を意味するから、母親に付いたのである。戸主利左衛門と男子二人は法光寺の旦那であるが、盛泉寺が代判している。「懸り人 勇太郎」が付いているものの、戸主の女房と母親が別に宗門改ざれることからすると、この家は男女別の複檀家であつ

た見てよかろう。完全な男女別複檀家を挙げると次ぎの家がある。

(ハ)

一当村右同断

年六十 竹吉

男子廣吉 年二十六

同 三之助 年二十三

同 倉吉 年十八

同 力松 年十三

廣吉男子 藤三郎 年六ツ

去巳八月出生仕候 同人男子 安太郎 年二ツ

右男ゞ七人代々淨土真宗、旦那寺は

海東郡春田村 浄榮寺

竹吉女房 年五十

廣吉女房 年二十八

竹吉女子 とせ 年十ヲ

右女ゞ三人代々淨土真宗、旦那寺は

海西郡芝井新田　淨念寺

おそらく竹吉は春田村出身の入植者か二代目で淨榮寺との寺檀関係を維持しており、男子を淨榮寺の旦那とし、女房・嫁・孫娘を地元の淨念寺檀那（旦那）に付けたものと考えられる。

寛延の宗門改帳をみると、寛延を配下とする淨念寺の檀那は必ずしも多くない。しかし、寺のない寛延ムラを配下とする淨念寺が次第に影響力をもつて檀那を取り込んでいったであろうことが次の例から分かる。

(二)

一当村右同断　　年四十八　勘右衛門

右男子一人　代々淨土真宗、旦那寺は

海西郡西保村　善定坊候処　代判

同郡芝井新田　淨念寺

勘右衛門女房　年三十九

男子勘次郎　年十二

同　松次郎　年十ヲ

去巳十月出生仕候　同　吉　　年二ツ

女子みわ　年九ツ

尾張の寺檀関係と複檀家（下）

同まさ 年七ツ
同まき 年五ツ

右男女べ七人代々浄土真宗、旦那寺は

海西郡芝井新田 浄念寺

戸主勘右衛門だけが海西郡西保村の善定坊旦那として関係を維持しているものの浄念寺が代判、残りの女房や子供は全員男女に關係なく浄念寺旦那になつてゐる。檀那寺が善定坊から浄念寺へと移行する中間的な形態であろう。

表5は、『海西郡森津新田宗門御改帳』をまとめたものである。依拠した史料が『蟹江町誌 資料編二』に一部しか翻刻されておらず省略されていたので、家単位の内容を集計することができなかつた。そこで、宗門改のときに作成された「差出申一札之事」に

海西郡森津新田	海西郡平嶋新田浄土真宗
一 旦那百九十四人	安法寺
内八十五人 預り旦方	

表5 天保5年・海西郡森津新田宗門御改帳

所 在	寺院名	旦 那	代 判	預り旦方
海西郡平嶋新田	浄土真宗 安法寺	194	(51)	(85)
同郡 芝井新田	浄土真宗 浄念寺	81	(11)	(85)
同郡 二子村	浄土真宗 長樂寺	93	(26)	
同郡 東条村	浄土真宗 成満寺	46		
同郡 西条村	浄土真宗 林證寺	3		
同郡 鯛浦村	浄土真宗 専念寺	1		
同郡 荷之上村	浄土真宗 光蓮寺	6		
海東郡春田村	浄土真宗 浄栄寺	44		
同郡 戸田村	浄土真宗 浄賢寺	1		
勢州長嶋坂手村	浄土真宗 仁了寺	11		
同国同所平方村	浄土真宗 源盛寺	7		
同国同所殿名村	浄土真宗 深行寺	9		
同国同所本町	浄土真宗 西敬寺	2		
同国同所又木村	浄土真宗 願證寺	13		
名古屋橋町裏町	浄土真宗 崇覚寺	7	(5)	
計		518	(93)	(170)

五十一人 代判

というように集計されていたものを表化した。これをみると安法寺や浄念寺・長樂寺が代判を行つており、とくに地元の安法寺と浄念寺が預り旦方として宗門改していたことが判明する。浄念寺の預り旦方で（85）という数字は誤りかと思われるが、翻刻文書記載のままである。寛延の宗門改帳にはなかつた預り旦方があるが、その事例を示すと次の通りである。

（ホ）

一同村同断

年三十四 源六

女房 年二十五

男子伝次郎 年六ツ

同断廣次郎 年三ツ

同人姉すミ 年三十九

右男女五人代々淨土真宗旦那寺

海西郡山路隨順寺候処 預り旦方

海西郡平嶋新田 安法寺

源六母 年七十二

右女一人代々淨土真宗旦那寺

尾張の寺檀関係と複檀家（下）

海西郡西条村 林證寺候処 代判
海西郡平嶋新田 安法寺

源六家は戸主と女房・子供が隨順寺の檀那であつたが、これを安法寺が預り旦方として宗判している。戸主の母親は、おそらく実家の寺檀関係を継続していく林證寺檀那となつており、安法寺が代判したのであつた。「預り旦方」とはどのようなことか、いまひとつ実態的に分からぬが、地元の安法寺は実質的に檀那として見なしていたであろう。

地元の寺院が代判を通して檀那を実質的に取り込んでいったであろうことを、いま少し表6みてみよう。これは『海西郡佐古木新田宗門御改』(嘉永四年・一八五一)をまとめたものである。^(註) 家数は二八家、総人数二三九人、男六五人、女七四人である。男女別複檀家の形態は一家のみ、二九歳の戸主が長樂寺旦

表6 嘉永4年・海西郡佐古木新田宗門御改帳

所在	宗派	寺院名	旦那	男寺	女寺	代判聖観寺	代判源空寺
海東郡唐臼村	浄土真宗	安宅寺	2			2	
海東郡鹿伏兎村	浄土真宗	光徳寺	13		2	15	
海東郡大野新田	浄土真宗	広観寺	19			19	
海東郡千音寺	浄土真宗	行雲寺	1			1	
海東郡春田村	浄土真宗	淨榮寺	12			12	
海東郡津嶋村	浄土真宗	成信坊	15		*2	17	
海東郡津嶋村	浄土宗	西方寺	21				21
海東郡稻葉村	浄土真宗	西光寺	41		1	42	
海東郡神尾村	浄土真宗	伝往寺	4			4	
海西郡平嶋新田	浄土真宗	安法寺	1			1	
海西郡西条村	浄土真宗	慶正寺	1			1	
海西郡東条村	浄土真宗	成満寺			1	1	
海西郡鯛浦村	浄土真宗	専念寺			1	1	
海西郡二子村	浄土真宗	長樂寺		*1	1	2	
(小計)			130	1	8	118	21
計				139		139	

那、一六歳の女房と戸主の母親四七歳が成信坊の檀那で、ともに地元の聖覚寺が代判している。これ以外の女寺に示した数字は、嫁が実家の寺檀関係を継続しているもので、戸主の母親の場合が五家、女房の場合が一家であつた。表6で注目できることは、佐古木新田ムラの各戸寺檀関係はばらばらであるが、寛延や森津新田とは異なつて全ての檀那を地元の聖覚寺（浄土真宗）と源空寺（浄土宗）が代判している点であろう。各家では出身村の寺檀関係を維持しているものの、実質的には地元の寺院が代判を通して「ムラの檀那」としている姿が読みとれる。

四 寺檀関係と複檀家の成立

八開村の川北ムラでは、現在も男女別の複檀家が顕著にみられ、村の寺檀関係は複雑で「ムラと寺院」の関係では講下制度が形成されていた。一方、木曽川最下流域の新田開発されたムラにも、現行の民俗として「ムラと寺院」の関係から配下制度が慣習的にみられた。近世末期の宗門改帳からは「家と寺院」の関係、すなわち檀那寺がばらばらである様子と、一部に男女別複檀家の形態があつたことがわかつた。そして、宗門改では地元寺院などによる代判が行われ、預り且方として代判される場合もあつた。

本稿の最初に、問題の所在を明らかにするため従来の複檀家（半檀家）研究における福田アジオ氏と大桑斉氏の論説を比較しながらがめたが、これを踏まえながら改めて尾張西部の木曽川流域に展開した寺檀関係と男女別複檀家はどうして成立したのか、という問題をまとめておく。

まず、特徴的な講下制度と配下制度であるが、これはともに「ムラと寺院」の間で慣習的に形成されたものであつた。講下制度と配下制度の実態は同じものであり、大桑氏のいう「地縁の論理」を地域に具体化した制度・慣習と捉えられよう。これに対して代判という制度は、「ムラと寺院」が慣習的に生み出したものではない。代判とはどのようなものであつたのか、次の史料を見てみよう。

且那寺遠方等ニ而為模寄之寺院江預り旦方又ハ代判等致來候分右之譯是迄宗門改帳面ニ認無之候付以來御領分中一統認かヘ候筈寺社奉行より申越候付而ハ町々之儀も以來左之雛形之通認かヘ可申事

一 何郡何村 高持 年幾ツ 誰

無高 女房 年幾ツ

男子誰 年幾ツ

女子誰 年幾ツ

右男女メ何人代々何宗且那寺ハ何郡何村何寺ニ候處「預り旦方／代判」同郡何村何寺判
但預り旦方又ハ代判之分右之通認メ

寺院・指出候一札書面之内

寺號判之所

一 何村旦那何人 何郡何村宗

内何人預り且方

何寺判

何人代判

文政八年（一八二五）九月に尾張藩が出した触である。⁽²⁵⁾これまで檀那寺が遠方などの理由から、もよりの寺院へ檀那を預けたり代判などをしても宗門改帳に記載がなかつたので、以後きちんと区別して雛形のように認めることを寺社奉行から触があつた、というものである。寛延や森津新田・佐古木新田の宗門改帳は、この触の通りに記載されたものであつた。代判というのは、檀那寺が宗門改の宗判権を地元の寺院に代替してもらつただけのもので檀那の帰属は從来からの檀那寺にある、預り且方というのは檀那寺と地元の寺院との間に宗判権だけでなく宗教的儀式執行権の一部（帰属の一部）まで預けたことを意味している。触が出された背景には、檀那寺の側からみると、地元の寺院に代判だけを依頼したり檀那を預けただけなのに、檀那の帰属について問題が生じたのであろう。つまり、地縁的寺檀関係が強くなり、檀那寺がこれに対抗するため藩に求めた制度が宗門改における代判制度の明確化ということであつた。それはまた、地縁的なジゲ寺に代判権という一定の権利を藩が認めたことでもあつたといえるし、逆に檀那寺からいえば代判制度によつて、檀那の帰属が保護されたということである。

それでは男女別複檀家は、こうした配下権や代判権をもつ地縁的な寺院の影響化で成立したのであらうか。ここにいう男女別複檀家とは、福田氏の類型ではAY型のこと、大桑氏の表現でいえば「ムラ付男女別形態」である。川北ムラの男女別複檀家は、一家の中で男の寺と女の寺と固定されており、AY型の典型であつた。どうして長念

寺や西光寺などが女寺になつたのか考へた時、ムラとの講下関係を理由に挙げられることができたが、必ずしも一樣ではなかつた。川北では、講下関係という地縁の論理から男女別複檀家が成立したというよりは、ムラの新田開発にともない入植した者が夫婦別々に出身村の寺檀関係を持ち込み、それが一家の中に男寺と女寺というように檀那寺が固定されたのではないかろうか。福田氏の六類型の中でもれば、夫婦別で男子は父親の寺、女子は母親の寺に付くというB-Y型からの変化と考えられる。「ムラと寺院」という地縁の力、配下という関係が強くなると、木曽川最下流域の寛延では事例ハや事例ニのように家としての対応が迫られた。事例ハでは男子を出身村の寺院を檀那寺とし、女子はムラを配下とする地縁の寺院を檀那寺としていた。しかし、事例ニでは、戸主のみが元の檀那寺、男女に關係なく戸主以外の家族が地縁の寺院を檀那寺としていた。つまり、事例ハのような女子のみを地縁の寺へ旦那として付けるのは、家としての「二つの選択」ではなかつたろうか。もちろん、寛延一三家の中で八家が出身村の寺檀関係を維持していたように、地縁の寺院へ旦那を付けようとしなくともよかつたのである。一家の中を男女に分けたりして檀那寺を別にするかどうかは、たしかに「共同体の意志」という地縁の力が介入してきたことによるが、それでも決定的なものではなく、あくまでも「家の選択」であつた。さらにこの点を補足すれば、寺檀関係の基本は依然として「寺と檀那」であつたということである。近世末期の佐古木新田において、戸主の母親や女房が実家の寺檀関係を持ち込んでいたのも、そのためであつた。新田開発のムラでは、嫁いできた女性が実家の檀那寺を離れ、婚家の寺檀関係に入るという家意識が希薄であつたのではないか。「家」が確立されておらず未成立であつたと考えられる。

おわりに

以上、尾張における寺檀関係と複檀家の問題について、民俗調査によつて得られた資料と一部の宗門改帳などを分析して述べてきた。

尾張西部の木曽川流域にみられるムラの複雑な寺檀関係は、近世における村（ムラ）の成立と寺院の成立（定着）という関係から形成されたものである。とりわけ複檀家のみられた村は、近世になつて「開拓された村」であり、寺檀制度が強固になつた十七世紀半ば以降に出身地の寺檀関係を持ちながら入植して開拓された村であつた。

最後に、複檀家の残存していたところが新田開発の地域ではなかつたかとことについて、尾張以外の事例を一二挙げておきたい。愛知県の男女別複檀家については、これまで三河の福釜村や榎前村（安城市）の事例が研究報告されていた⁽³⁶⁾。しかし、福釜村の男女別複檀家は村の本郷ではなくて「五十石」と呼ばれた村境の組であり、榎前も福釜村の出郷として成立した村であった。また、最近安城市史編纂調査の中で、矢作川流域に開拓された東小川村や西小川村などにも複檀家のあつたことが確認されている⁽³⁷⁾。いずれも近世村（ムラ）としての成立が遅れ、寺院も村の中になかつたり成立が遅れたところであつた。愛知県以外では、近世越後ににおける複檀家の分布が蒲原郡に集中していることが関連しよう。この地域は真宗門徒が蒲原平野の低湿地の開発を進めて成立した村が多く、尾張の八開村や木曽川最下流域の村と類似した「ムラと家と寺」の関係であつたと思われる。

その他、三河の尾崎村（安城市）などの複檀家^{④0}は、この村が新田開発によるものではないが東海道筋に人々が寄り集まつて形成されたものであり、寺院は明治期に道場から寺院化している。草野顯之氏が紹介された久留米藩城下における複檀家（半檀家）が、周辺地域からの住民が移住によつて成立したではないかという指摘とともに考えると、移住によつて村や町が形成されたところにも一家一寺でない寺檀関係が現出したのではないかろうか。

注

- (22) 日本歴史地名体系二三『愛知県の地名』「寛延新田村」、平凡社、一九八一年。
- (23) 『十四山村史』民俗編（十四山村史編纂委員会編、一九九九年、二五六頁）。新田開発の年代については異説が多い。ここでは『十四山村史』に加え、『弥富町誌』（弥富町誌編纂委員会編、一九九四年）、『愛知県の地名』（日本歴史地名体系二三、平凡社、一九八一年）を参考にした。開発年代がはつきりしないものの中には、検地を実施した年代に基づいたものもある。作図は服部誠氏によるものである。
- (24) 『十四山村史』民俗編、「第七章 新田の人々とくらし」。愛知県教育委員会編『木曽川下流低湿地地域民俗資料調査報告二』、一九七三年、一〇三頁。
- (25) 飛島村郷土資料室編『飛島村の歴史と暮らし』、二〇三頁。
- (26) 『飛島村史』通史編、二〇〇〇年、四七七～四七九頁。
- (27) 『木曽川下流低湿地地域民俗資料調査報告二』、一九七三年、四六頁。
- (28) 森岡清美『真宗教団と「家」制度』増補版、創文社、一九七八年、三三八頁。
- (29) 『弥富町誌』史料編二、一九九三年、七八～八五頁。
- (30) 『弥富町誌』、一九九四年、四二一頁。
- (31) 注(29)。
- (32) 『弥富町誌』史料編二、一六九～一七四頁。

(33) 『弥富町誌 史料編2』において「海東西福田新田 浄忍寺」と翻刻しているが、同地区に該当する「淨忍寺」はなく、真宗大谷派寺院名簿にもない。「淨恩寺」(現、名古屋市港区南陽町西福田)の誤りであろう。文中では「淨忍寺」と表記した。

『弥富町誌』史料編二六七～七五頁。

(34) 林董一『尾張藩公法史の研究』、日本学術振興会、一九六二年、五四九頁、伊藤良吉氏の御教示による。

(35) 林昌弘「男女別檀那寺制について—福金と檀前の宗旨人別帳—」(『安城歴史研究』第五号、安城市教育委員会、一九七九年)。

(36) 蒲池勢至「信仰と社会」(『新編安城市史』九資料編民俗第二章第二節、一九九五年)。

(37) 注(18)森本一彦「複檀家制の社会背景と展開—近世越後における檀論と法令」。

(38) 田子了祐「浄土真宗の伝播と近世村落の成立について」(新潟仏教文化研究会編『なむの大地—越佐浄土真宗の歴史—』、考古堂、一九八八年)。

(39) 林昌弘「三州碧海郡尾崎村 宗門別改帳について」(『安城市歴史博物館紀要』第八号、二〇〇一年)。

(40) 草野顯之「久留米藩『宗門御改男女人別帳』にみられる半檀家について」(近世仏教研究会『近世仏教』第六卷三・四号、通巻第一〇号、一九八六年)。